

令和3・4年度に国土交通省に事故報告があった子どもの転落事故一覧

年月日	都道府県	事故の概要	原因等
R3.8.8	群馬県	ホテル7階の居室の窓から、男児(6歳)が転落した。(重傷)	○居室の床面から窓までの高さは0.68m。 ○ベッドが窓と隣接していた。
R3.9.23	北海道	共同住宅9階の居室の窓から、男児(4歳)が転落した。(死亡)	○窓に設置されている横桟状の3本の手すりを足がかりとして窓から外に出たものと推測される。 ○居室の床面から窓下面までの高さは0.78mであり、居室の窓には太さ8cmの横桟状の3本の手すりが設置されていた。なお、手すりは10cm間隔であり、3本のうち下端の手すりは床面から0.9mの位置。
R3.10.13	大阪府	共同住宅25階の住戸のベランダから、女児(4歳)が転落した。(死亡)	○ベランダに置いてあった椅子を足がかりとして、ベランダの手すりを乗り越えたものと推測される。 ○ベランダの手すりの高さは1.3m。
R4.3.16	滋賀県	共同住宅4階の居室の腰窓から、男児(2歳)が転落した。(死亡)	○窓際のこたつの天板を踏み台にして窓を開錠し開放した上で、窓外部の転落防止柵の取り付け部を足がかりとして柵を乗り越えたものと推測される。 ○居室の床面から窓枠下端までの高さは0.82mであり、腰窓外部の水平部から転落防止柵の高さは0.86m。
R4.10.22	東京都	共同住宅12階の外廊下から、男児(4歳)が転落した。(死亡)	(調査中)
R4.11.2	千葉県	共同住宅25階の住戸のベランダから、男児(2歳)が転落した。(死亡)	○ベランダの手すりを支柱部分などを使ってよじ登り、ベランダの手すりを乗り越えて、転落したものと推測される。 ○ベランダの手すりの高さは1.2m。
R4.11.5	大阪府	共同住宅4階の居室の出窓から、男児(2歳)が転落した。(死亡)	○出窓が開放されており、誤って出窓から直接転落したものと推測される。
R4.11.13	青森県	共同住宅10階の住戸のベランダから、男児(4歳)が転落した。(死亡)	○ベランダに持ち出した椅子を足がかりとして、ベランダの手すりを乗り越えたものと推測される。 ○ベランダの手すりの高さは1.24m。

※ 令和4年度については、令和4年4月1日から令和4年11月30日までの事故報告である。